

岩手県公安委員会告示第 15 号

個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる個人情報情報を次のとおり定め、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期日又は期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容		
警察職員採用選考考査（警察本部長が実施するものに限る。）	総合得点及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）	最終合格発表の日から起算して 1 月間	警察本部警務部警務課
警備員指導教育責任者講習修了考査	得点（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から起算して 1 月間	警察本部生活安全部生活安全企画課
機械警備業務管理者講習修了考査	〃	〃	〃
警備員等の検定	学科試験及び実技試験の得点（不合格者に係るものに限る。）	〃	〃
警備員検定合格者審査	〃	〃	〃
猟銃等取扱講習（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に係るものに限る。）修了考査	得点（不合格者に係るものに限る。）	〃	警察本部生活安全部生活環境課
猟銃の技能検定	操作検定及び射撃検定の得点（不合格者に係るものに限る。）	〃	〃
駐車監視員資格者講習修了考査及び認定考査	得点（不合格者に係るものに限る。）	〃	警察本部交通部交通指導課
運転免許試験（学科試験）	得点（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日	自動車運転免許試験場並びに盛岡、県南、沿岸及び県北の各運転免許センター